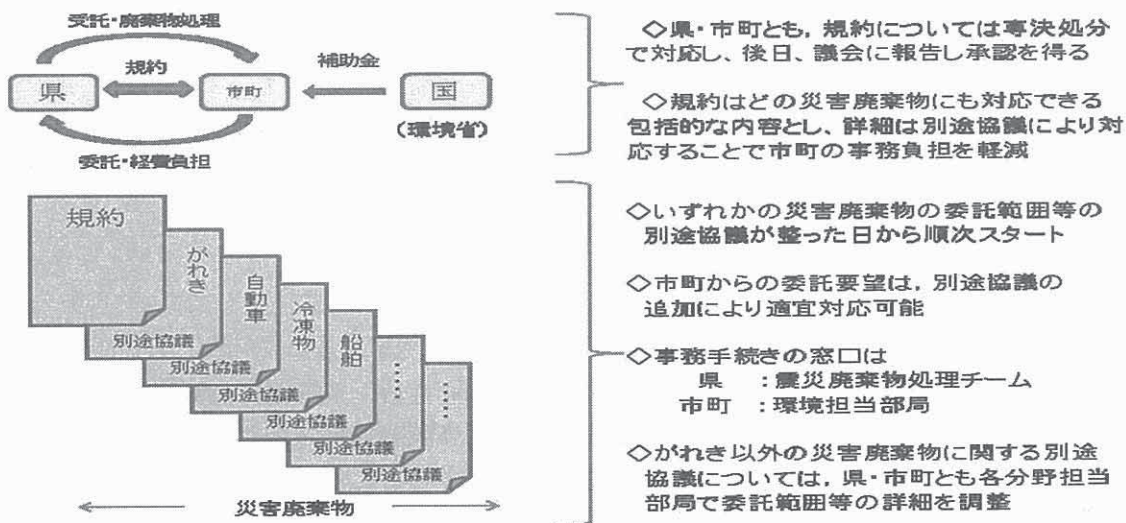


事務委託（例）

【市町から県への事務委託スキーム】 根拠：地方自治法第252条の14



宮城県知事 村井 嘉浩 殿

〇〇市町長 〇〇 〇〇

災害等廃棄物処理の事務の委託について（協議）

このことについて、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物の事務を委託したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により協議します。

〇〇（市・町）長 〇〇 〇〇 殿

宮城県知事 村井 嘉浩

災害等廃棄物処理の事務の受託について（回答）

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で協議の申出のありました災害等廃棄物処理の事務の委託については、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物処理の事務を受託することに同意します。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定に基づく告示については、平成〇〇年〇月〇日付け宮城県告示第〇〇号で行いますが、貴市（町）においても告示されるようお願いします。

〇〇市（町）と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、〇〇市（町）は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」という。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

（委託事務の管理及び執行の方法等）

第3条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生じる収益は、宮城県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第4条 委託事務に要する経費は、〇〇市（町）が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、〇〇市（町）と宮城県とが協議して定める。この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を〇〇市（町）長に送付するものとする。

（補足）

第5条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに〇〇市（町）長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、〇〇市（町）と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

1.8 島外処理

島内で処理できる災害廃棄物等は大島町が処理するが、今回の災害廃棄物等処理見込量合計の11万トンのうち、流木等は31,400トンあり、大島町における一般廃棄物の年間処理量(約3,300トン)等を考慮すると、これら全量を島内で処理することは困難である。また、本町は島外処理に関するノウハウを有していないことから、平成25年11月6日に、島内処理が困難な災害廃棄物の処理について、東京都へ支援要請を行った。

その後都と協議を行い、本町と東京都は、地方自治法第252条の14に基づき、「災害廃棄物処理の事務の委託に関する規約」(平成25年12月2日施行)を定め、本町は島外処理に係る事務を東京都に委託した。

これにより、災害廃棄物処理のうち、本町は島内処理に係る部分、東京都は島外処理に係る部分を実施していくものである。

本計画は、災害廃棄物処理の基本的事項を定めるとともに、本町が実施する島内処理事業の具体的な計画を示したものである。また、島外処理事業の詳細については、東京都が実施計画を作成するので、本計画では、島外への搬出方法や搬出予定量等を示すに留める。

なお、平成25年11月14日大島町決定「災害廃棄物等処理方針」は、東京都が実施する島外処理事業にも適用する。

■災害廃棄物処理の事務の委託に関する規約
(委託事務の範囲)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、大島町(以下「甲」という。)は、その事務として行う災害廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第二項に規定する一般廃棄物のうち、平成二十五年台風第二十六号による土砂災害により生じたものをいう。)の処理のうち、大島町外での処分、当該処分のための大島町からの運搬その他これらに付随する処理に関する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を東京都(以下「乙」という。)に委託する。

(経費の負担)

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙は、特に必要と認めた場合は、その一部を負担することができる。

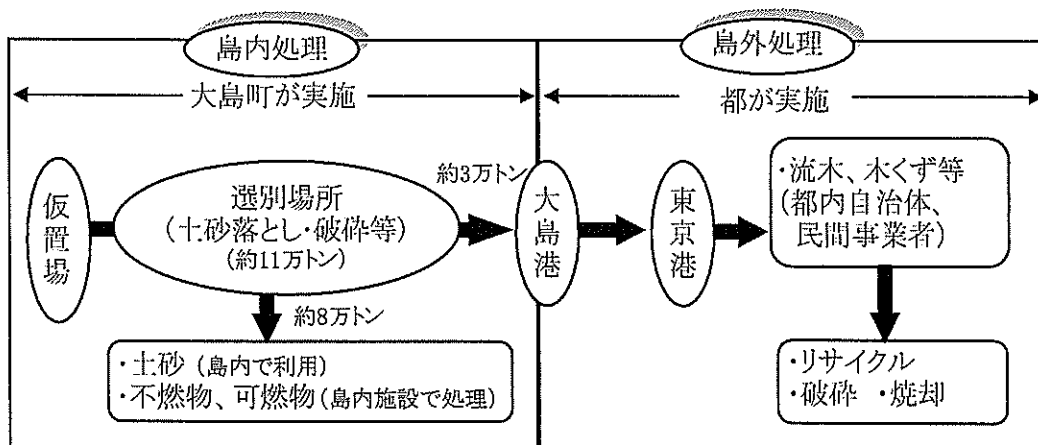
2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。

(収入の帰属)

第三条 委託事務の管理及び執行に伴う使用料、手数料その他の収入は、乙に帰属する。

(収入及び支出の経理)

第四条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にして



《大島町及び東京都における災害廃棄物処理計画の所管》

第2章 処理計画

2.1 処理計画策定の方向性

(1) 町の特徴を踏まえた処理計画の策定

一次仮置場において災害廃棄物等を高く積み上げている場合や、混合状態で仮置きされている場合など、個々の一次仮置場の状況や、町の特徴を踏まえた処理計画を策定する必要がある。

また、島内において広い平坦地が少なく、既存の仮置場には十分な貯留量が確保できていないことから、島外処理を速やかに着手する必要がある。

(2) 島外処理に関する留意

島内で処理しきれない災害廃棄物を処理するため、島外での処理が必要となることから、東京都及び関係自治体と十分に協議を行い、関係自治体への影響を最小限にとどめるよう、十分に配慮する必要がある。また、島外処理を行う災害廃棄物は、原則、島内で前処理（選別、破碎等）を行う。

おくものとする。

(収入及び支出の精算)

第五条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第六条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の規程が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第七条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則 この規約は、平成二十五年十二月二日から施行する。

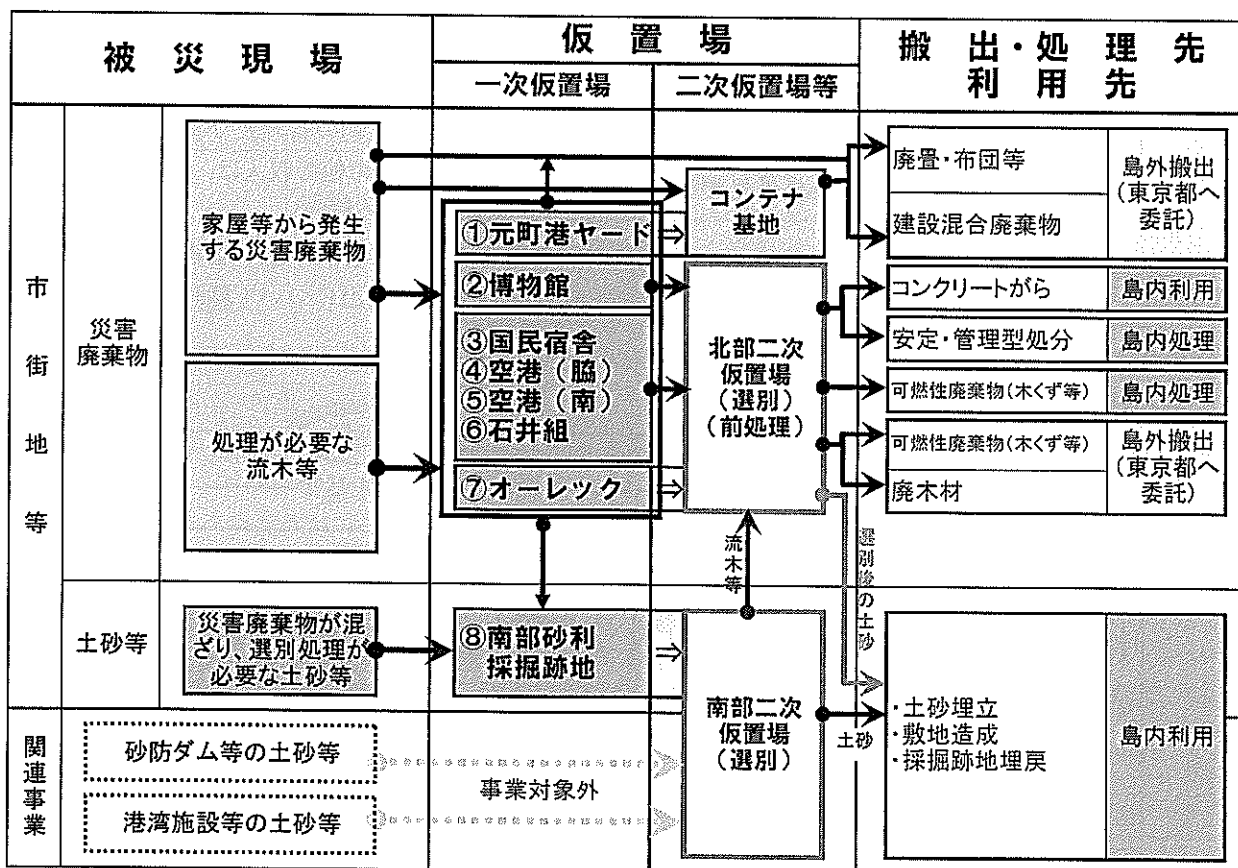


図2-1 仮置場ごとの搬入・搬出の流れ